

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

労働基準監督署からの是正勧告書とは、どのようなものですか？

ある事業所で、午前中の勤務時間が、8 時 30 分から 12 時までで、
12 時から午後 1 時までには休憩があり、午後の勤務時間が 1 時から 5 時 30 分であるとします。
また、1 時間当たりの賃金を 800 円としますと、
一日当たり、800 円×（一日の労働時間の 8 時間）＝6,400 円を労働者に支払うことになります。
ここで、仮に、5 時 30 分から 6 時 30 分まで労働者に、時間外労働をさせた場合を考えます。その時間外労働としての労働者に渡す賃金は、800 円×1.25＝1,000 円になります。
事業主が毎日、労働者に 1 時間の時間外労働をさせて、その分の賃金を支払わなかった場合を考えます。そのことが、労働基準監督署に分かると、以下のような是正勧告書がその事業主に渡されます。

是正勧告書

平成 25 年 8 月 29 日

株式会社 A
代表取締役 B 殿

P 労働基準監督署
労働基準監督官 R 印

貴事業場における下記労働基準法、労働安全法
違反については、それぞれの所定期日までの是正の上、遅滞なく報告をするよう勧告をします。
なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合または当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をことがあります。

法条項等	違反事項	是正期日
労基法第 37 条 第 1 項	労働者に対し、時間外労働について割増賃金を支払っていないこと。	H24・9・30
受領年月日	平成 25 年 8 月 30 日	
受領者職氏名	代表取締役 B	

- 注意 1. 労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害を発生させた場合には、是正期日前であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。
2. この勧告書は 3 年間保存してください。